危険なブロック塀等の 撤去に補助がでます!

令和2年度から令和6年度までの5年間限定の事業です

避難路や通学路に面する危険なブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

補助金額

次のいずれか少ない額の2/3

- 1. 補助対象工事費
- 2. 撤去する塀の延長×1万円/m (上限10万円)

受付期間 令和2年度は 令和2年11月30日まで

補助概要

〇補助対象 塀の高さが80cmを超えるもの

倒壊の危険性があり、かつ、当該倒壊によって避難路や通学路を通行する者に 危険を及ぼすおそれがある<u>補強コンクリートブロック造</u>又は<u>組積造(石積・レンガ)</u> の塀の撤去工事が対象となります。

- ○補助対象者 危険ブロック塀の所有者、共有者又は管理者
- ○補助対象事業の施工者 次のすべての要件を満たす者
 - ア 建設業法に規定する建設業者又は建設リサイクル法に規定する解体工事業者
 - イ 市内に本社、支店、営業所を有する者

※詳細な補助要件については、建築指導課へお問い合わせください。

申請・問合せ窓口: 土浦市都市産業部建築指導課

所在: 土浦市大和町9番1号ウララ1ビル4階

電話: 029-826-1111(内線2488)

手続きの流れ

①事前相談

事前相談依頼書を提出してください。

現地調査

土浦市の職員が現地調査を行い、補助の対象に該当することの確認を受けた方は、交付申請の手続きを行ってください。

②交付申請

土浦市危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書(様式第1号)
付近見取図
撤去予定の危険ブロック塀の範囲を示した図面
危険ブロック塀撤去に要する費用の見積書の写し
(補助対象工事とその他を区分し、施工予定業者の押印のあるもの)
危険ブロック塀の現況写真(カラーで全景及び危険箇所が分かるもの)
危険ブロック塀の存する土地の登記事項証明書
申請者が危険ブロック塀の共有者又は管理者であるときは、当該申請に関する他の共有者又
は所有者の同意書(様式は任意)

交付決定通知

「補助金交付決定通知書」が届いた後に、工事契約・工事着手を行ってください。

③撤去工事

④実績報告

実績報告書は、令和3年2月26日(金)までに提出してください。

	土浦市危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書(様式第4号)
	補助事業に係る契約書の写し
	補助事業に係る領収書の写し
	撤去工事完了後の写真(カラーで全景が分かるもの)

補助金額確定

⑤請求書提出

補助金交付

交付額の確定については、市から「土浦市危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書(様式第5号)」を郵送でお知らせします。 また、補助金の請求書も同封します。

市から補助金額確定通知が届きましたら、同封された交付請求書を ご記入のうえ、建築指導課へ提出してください。 指定の口座に補助金を振り込みます。